

平成27年第2回土別市議会定例会会議録（第3号）

平成27年6月24日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 2時07分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	谷口隆徳君	2番	喜多武彦君
	3番	大西陽君	4番	村上緑一君
	5番	渡辺英次君	6番	谷守君
	7番	松ヶ平哲幸君	8番	岡崎治夫君
	9番	遠山昭二君	10番	山居忠彰君
	11番	十河剛志君	12番	出合孝司君
	13番	国忠崇史君	14番	井上久嗣君
	15番	粥川章君	16番	斉藤昇君
議長	17番	丹正臣君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	中峰寿彰君	市民部長	法邑和浩君
保健福祉部長	川村慶輔君	経済部長	金章君
建設水道部長	沼田浩光君	朝日総合支所長	藤森裕悦君

市立病院 事務局長	三好信之君
--------------	-------

教育委員 会長 五十嵐 紀子 君 教育委員 会長 安川 登志男 君

教育委員 会長
生涯学習部 菅井 勉 君

農業委員 会長 松川 英一 君 農業委員 会長 小ヶ島 清一 君

監査委員 吉田 博行 君 監査委員 事務局 局長 穴田 義文 君

事務局出席者

議会事務局 局長 石川 敏 君 議会事務局 局長 浅利 知充 君

議会事務局 局長
総務課 主任 前畑 美香 君 議会事務局 局長
総務課 主任 粕谷 幸広 君

(午前10時00分開議)

○議長（丹 正臣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長（丹 正臣君） ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（石川 敏君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（丹 正臣君） ここで、副議長と交代いたします。

○副議長（谷口隆徳君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。2番 喜多武彦議員。

○2番（喜多武彦君）（登壇） おはようございます。

通告に従いまして、一問一答方式で質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目、ふるさと納税の課題や活用についてお伺いをしたいと思います。

ふるさと納税が以前にも増してマスメディアで取り上げられる機会が多くなり、利用者も増え続けております。ふるさと納税は、都会の税収の偏りを是正する目的で創設された制度ですが、各地の自治体が行う寄附者へのユニークな特典やお得な返礼品のアピールはとまることがなく、過熱気味になってきているのが現状のように見受けられます。

平成26年度のふるさと納税の寄附額は約141億円と、前年に比べて約1割、制度創設の平成20年の71億円と比べ約2倍に増加いたしました。全国の自治体の中でふるさと納税の寄附額が一番多かったのが長崎県平戸市の約12億8,000万円、2番目が佐賀県玄海町の約9億3,000万円、3番目が北海道上士幌町の約9億7,000万円と、寄附額が数億円にも上る自治体が並んでいます。

ちなみに、5月10日の北海道新聞の記事によりますと、士別市は道内で9位というふうな順位づけをされております。

全国1,788自治体のうち、約6割の自治体は何らかのお礼を用意されております。平成25年までは、寄附を多く集めた自治体の返礼品の主なものは、食品を中心とした地域の特産品を送るケースが多かったのですが、平成26年はこういったものに加え、寄附額に応じてポイントを付与し、ためたポイントに合わせてカタログから好きな品物を選ぶ仕組みを取り入れている自治体や、特典を用意する自治体も出るなど、知恵を絞り、アイデアを出して、真剣に取り組む自治体が増えている状況です。

本市においての平成20年度から昨年度までのふるさと納税の寄附額と件数を、まずはお知らせをいただきたいと思います。

また、寄附者が本市に寄附を行った理由はどのように把握をされているのか。寄附者の居住地や年齢、本市との関係性の有無、寄附額と返礼品の関係などについて、詳細に分析をし、今後の取り組みに役立ててはどうか、見解をお聞かせください。

総務省は、ふるさと納税の3つの大きな意義として、納税者が寄附先を選択する制度であり、税の使われ方や納税の大切さを知る機会になる。お世話になった地域や応援したい地域の力になることで、地方の人を育て、自然や環境を守るための支援になる。自治体を選んでもらうにふさわしくなるよう、地域のあり方を改めて考えるきっかけになるということを掲げております。

同時に、総務省は、換金性の高い特典や高額の特典については、見返りを求めない寄附制度本来の趣旨に反するとして、過剰なものについては自粛をするよう自治体に対し文書で通知をしたとお聞きいたしました。

本市のふるさと納税に対するスタンスや考えを改めてお聞かせをいただきたいと思います。

本市においてのふるさと納税にかかわる広報、問い合わせ対応、寄附金収受、返礼品の発送など、関連業務に関する処理体制や業務量ほどの程度なのかをお聞かせをいただきたいと思います。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

喜多議員の御質問にお答えいたします。

ふるさと納税は、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、応援したい自治体を自分の意思で選ぶことができる制度として、平成20年の税制改正により創設されました。現在では多くの自治体がさまざまな特産品を返礼品として用意し、まちのPRを図るなど、ふるさと納税を活用した取り組みが進められています。

本市においても、20年7月から「私の士別・あなたのふるさと応援寄附金」として取り扱いを開始したところであり、件数、金額ともに年々増加してきた中、本年3月までに延べ4,463人の方々から総額5,284万6,000円に及ぶ寄附をいただいております、まちづくりの貴重な財源として活用しています。

寄附をいただいた理由や本市との関係性については、寄附申込書に設けた本市とのかかわりや本市に対する意見等の自由記載欄に寄せられたコメントにより把握に努めています。その主な内容として、出身者を初め親戚、友人が本市在住であるという方や、旅行、仕事で訪れたことがあるという方々からは、士別のまちづくりを応援したいとの思いが書き示されているほか、昨年送ってもらった特産品をもう一度味わいたい、ホームページで初めて知ったが、魅力あるまちと思い応援したいなどの声も寄せられています。

寄附者の居住地や年齢など、申込書に記載されている情報は全て台帳に記入し、集計、分析できる状況になっていますが、本市とのかかわりなど自由記載欄に記載されている寄附者は2割程度にとどまっていることから、今後においては、選択肢を設けるなど様式を工夫するほか、

集計データの活用についても検討してまいります。

次に、ふるさと寄附の業務体制についてであります。

現在、ふるさと寄附については企画課が所掌しており、受け付けや入金の確認、管理台帳への入力、領収書などの発送、特産品の発注などを行っています。今年度は1日平均10件程度の事務処理を行っていますが、このほか、申し込み方法や特産品の発送時期などの各種問い合わせも多く、1日平均約3時間を要しています。

更に、本年4月からは、寄附者の希望により、確定申告を行わなくても寄附金控除を受けられるふるさと納税ワンストップ特例制度が創設され、今後の事務処理が増えることも想定しています。

最後に、ふるさと寄附に対する考え方についてであります。

ふるさと寄附は、自分の生まれ故郷はもちろん、何らかのかかわりがある地域や応援したい地域を選択し、更には使い道をも選択できる制度です。一方、寄附を受ける自治体側も、全国に我がまちのファンや応援団を持つことができるとともに、返礼品などによって地域の特産品のよさを知っていただくなど、地域をPRできる仕組みでもあります。また、喜多議員お話しのとおり、数億円にも及ぶ寄附を受けている自治体もあることなどから、返礼品の高額化も進んでいます。

こうした中、本年1月には、総務省から全自治体に対して、特産品などの返礼品として換金性の高いプリペイドカードを提供したり、寄附額に対し返礼割合の高い特産品は取り扱わないようにとの通知もあったところです。

本市の返礼品につきましては、寄附額相応の範囲で自慢の特産品を用意しているところであり、その品質や味などの評価も高いことなどから、リピーターの多さにもつながっています。こうしたことから、まずは本市のファンや応援団を放さない日ごろの丁寧な対応と配慮が最も必要と考えています。

また、ふるさと寄附がまちづくりの貴重な財源になっている中で、保育園や幼稚園で使用する遊具や教材の購入などを初め、寄附者の意向を踏まえ、有効な活用に努めるとともに、魅力度を高める取り組みとして、一昨年からダブルチャンスプレゼントを実施しています。

国は、今年寄附控除額を2倍にするなどの税制改正を行い、ふるさと納税の更なる拡大を図っています。こうした中で、本市としてもふるさと寄附の目的を尊重しつつ、返礼品の種類を増やすなど、更なる魅力の向上に努めながら、多くの御好意が寄せられるよう取り組みを進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 喜多議員。

○2番（喜多武彦君） 御答弁いただきまして、ありがとうございました。

今ほどリピーターという話があったんですけれども、そのリピート率が今もしわかればお答えいただきたいのと、それから、たまたま同じ日の北海道新聞記事の中に、近場のまちの記事

として、東川町は14年度に寄附額が減少したものの、前年度と同じ人が寄附するリピート率は32%に上った。同町は、寄附額より寄附者一人一人を大切にしたいと今春初めての株主総会を開催、これまでも寄附者を株主と位置づけ、株主限定のオーナー農園制度などを設けておりとあるんですけれども、この市長の話もあったとおり、やはりリピート率を上げることが一番これからの課題になっていくのではないかなというふうに思っています。

それから、減税対象が上限が2倍に拡大されたのと同時に、5自治体までの寄附なら確定申告手続も不要になったということも含めると、非常に集めやすくなったのではないかなというふうに思っております。その意味においても、本市でも寄附者の視点に立ったわかりやすい情報発信に努めるためにも、やはりホームページ、ポータルサイトを制作して、制度の説明や手続を自治体の中できちんと取り組んでいただいて、わかりやすくしていただけたらいいなというふうに思いますが、今の質問1点、お聞かせをいただきたいと思います。

○副議長（谷口隆徳君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君） お答えをいたします。

まず、1点目にございました本市のリピート率についてでありますけれども、詳細な資料、今手元にございませぬので、概数ということになりますけれども、およそ4割程度のリピートがある状況であります。先ほども市長の答弁でも申し上げましたとおり、私どもできるだけ丁寧ということも配慮している中でやはり昨年も送ってもらって、その対応もよかったというような評価もいただいている部分もありますので、特産品のよき、あるいは対応の部分では大きな間違いとかそういうこともなく、評価いただいていることがリピート率につながっているのかなと思っています。

また、株主というようなことで取り組んでいる自治体の例もございました。本市は当初から準市民的な登録ということで、例えば本市の広報紙などを希望される方がいらっしゃれば、それをお送りするというようなことをやっております。ただ、広報紙については、まずは1回お送りしますが、ホームページにもこれ今現状掲載をして見られる状況にもなっていますので、この辺についても今後ニーズを把握しながら、いずれにしましても、本市とのかかわりをより深めていただけるようなことには努めていきたいというふうに考えています。

それから、本年度から税制の取り扱いも変わりました、寄附者の方がより寄附をするきっかけになる動きがあったということで、その部分に関しても、私どものホームページも、取り扱いが変わっていますよというような内容も載せさせていただいております。ただ現状、ホームページについても今少し検討しております、よりわかりやすくなればというふうに思っていますので、引き続きそういった改善なり工夫に努めながら、ぜひ多くの御好意が寄せられるように努めてまいりたいと考えているところです。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 喜多議員。

○2番（喜多武彦君）（登壇） 2つ目の質問に入りたいと思います。

2つ目は、中小企業、商店街の振興と魅力の発信についてお伺いをしたいと思います。

中小企業はそれぞれの業種において、まちづくりや雇用の確保など、市民の生活や本市の経済を支えております。中小企業同士、あるいは中小企業と市民との取引が活発化すると、地域の外に流出していた資金が地域内に循環し、本市の経済は更に活性化をされます。その一翼として、土別はつつ地域商品券発行事業、土別すくすく子育て応援券が担い、中小企業、商店街は期待を寄せているところであります。

中小企業、商店街の業績がよくなれば、労働者の所得の増加、雇用の拡大につながり、ひいては税収の増加にもつながる。そのためには、市民一人一人が中小企業の役割と振興の重要性を認識し、地域の中小企業の商品やサービスを積極的に利用するなど、持続可能な発展に寄与することが望まれます。

このような考えのもと、自治体が中小企業振興の基本理念や基本方針を定めたものとして中小企業振興基本条例があり、平成26年4月の全国商工団体連合会の調査によると、全国で147の都道府県や市区町村で制定されております。

本市においては、中小企業経営の安定と振興を図るため、各種助成事業や低利な融資利子が設けられております。そこで、制度周知の方法や、現在までにどの程度の利用がなされているのか、各種資金はありますし、詳細に至ることではなく、全体の数値でまずはお知らせをいただきたいと思っております。

本市の工事の発注や物品の調達、役務の調達などに当たっては、地域の中小零細企業の振興を図るために、予算の適正執行に配慮されつつ、市内の中小零細企業の受注機会の増大に努めるべきと、第1回定例会において指定管理団体の発注状況を取り上げられましたが、他の指定管理団体へも地元への発注機会の増大に努めるよう促すべきと考えております。

国は、市町村が地方版総合戦略を策定し、まち・ひと・しごと創生を効果的、効率的に推進していくためにということで、昨日、井上議員からも質問がありました。各団体の、いわゆる産官学金労言などで構成する推進組織を立ち上げという話は市長からお伺いをしております。この進捗状況をやはり逐一報告をいただきながら、その組織体自体がきちんと方向性を見つめていきながら、各意見が出ていくような組織であることを今後議論がなされることを期待しております。

地場産業への融資や経営支援の観点では、地域の金融機関の役割も大きく、全国の地銀の中では地方創生に関して自治体への支援を強力に打ち出す動きが増えておりますが、本市の金融機関の動きや今後の対応を、商工会議所との連携を含め検討すべきとも考えております。

また、子供たちにも地域の魅力ある中小企業に対する理解を深めてもらうために、社会科副読本「しべつ」の充実と、サポート企業との連携をとりながら、さまざまな取り組み、部署の横断的な取り組みをしていただきたいと思います。

以上、質問を終わります。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 金経済部長。

○経済部長（金 章君）（登壇） ただいまの質問にお答えいたします。

本市では、国の地域活性化地域住民生活緊急支援交付金を活用して、地域振興に貢献する商店等において共通して使用できるプレミアム付きの士別はつらつ地域商品券を、士別商工会議所及び朝日商工会と市の3者で構成する実行委員会で6月1日から販売を開始し、地域の消費拡大と地域経済の活性化を図っているところであります。

この商品券発行业業にあわせて、商工会議所では、ありがとう羊年大抽選会を企画するなどとともに、中心商店街振興組合、サフォークスタンプ協同組合においてもキャンペーンを実施するなど、商店街等との魅力発信と経済活性化の相乗効果に努められております。

まず、士別市中小企業振興条例についてであります。この条例には中小企業や団体へのさまざまな助成事業、融資事業があり、特に、融資事業の一つであります特別融資資金については、市内各金融機関の御協力のもと、今年度から融資総額の上限を預託金額の3倍から3.3倍まで拡充し、より多くの事業所が活用できる体制を整えたところであります。

制度の周知方法といたしましては、毎年、中小企業支援ガイドを作成し、士別商工会議所及び朝日商工会の会員、従業員5人以上の企業に年度当初に配布しており、市内金融機関にも配布をし、市のホームページでも周知を図っているところであります。また、半年に一度、リーフレット広報紙「企業と労政」の作成の際、中小企業振興条例の助成内容について掲載しており、更に、労働状況実態調査報告会の際にも制度説明を実施しております。

中小企業振興条例に基づく店舗改修事業や雇用奨励促進事業、各種資金等の全体的な利用状況についてであります。26年度は513件、総額2,442万8,000円の助成を行い、これらの総事業費が約1億2,000万円となることから、経済波及効果も大きいものと考えております。

そこで、御質問のあった各種資金の利用状況であります。特別融資資金につきましては、利子及び信用保証料の補給として延べ454件で772万8,000円、26年度末残高は184件で6億744万円であり、毎年約40件、2億円ほどの新規融資が行われております。

なお、運転資金については25年度から、店舗改修事業等資金については24年度から新規融資はございませんが、26年度末残高は11件、1,793万7,000円であります。

これからもより一層の周知、宣伝を行い、市の助成制度のほか、あわせて国や北海道の制度にも有効に活用する中で、中小企業、商店街の活性化を図ってまいる考えであります。

次に、指定管理団体の地元への発注機会の増大についてであります。

指定管理団体は、年間の仕入れ額が高額であり、仕入れ価格の抑制は経営改善の一つの方策となっている一方で、指定管理団体においても地元への発注増加は地元経済の活性化の観点からも重要であります。

例えば、観光施設においては、新鮮で安心・安全な地元農畜産物を活用したメニューづくりを取り組んでおりますし、今後もこうした地場産品を生かした商品開発に取り組むとともに、ラブ士別・バイ士別運動を推進する観点からも、可能な限りにおいての地元発注について引き続き申し入れを行ってまいる考えであります。

また、先ほどの総合戦略の関係にかかわりましては、さきの井上議員の御質問にも答弁いたしましたとおり、青年会議所だとか、あるいは商工会、商工会議所等の代表の方もその構成メンバーとして入っていただいておりますことから、そういった中で十分意見反映をしていただき、本市の経済の発展につなげてまいりたいというふうに考えております。

また、小学校における社会科副読本においても、産業という部分では、農業も含めてそういった部分の記載がありますので、各学校とも連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 喜多議員。

○2番（喜多武彦君）（登壇） ありがとうございます。次に移ります。

次に、食育教育の取り組みについてお伺いします。

日本の食料自給率はカロリー換算で40%と極めて低く、食料の大切さと命の尊さということを教育していくことが大変重要になっていると言われております。朝食をほとんどとらない、あるいは家族で食事をほとんど一緒にすることのない個食、偏った栄養、肥満、偏食、そして生活習慣病の低年齢化と、食の問題が憂慮されております。

食育教育の基本は家庭にあることはもちろんではありますが、その家庭の教育力が低下傾向にあるとされる現在、教育現場での取り組みは一層重要になっていると思います。また、このことは本市の基幹産業である農業の将来にとっても重要な問題であると考えますが、いかがでしょうか。

教育現場における食に対する教育がどのようになされているのか、学校給食における地場産品の利用状況についても伺います。また、4月より始まりました農業体験学習と食育教育とのつながりと方向性もあわせてお聞かせください。

現在、本市では第2次食育推進計画が策定され、各種事業が推進されることとなりますが、食育教育は多岐にわたり、本市においても各部署においても少なからずかかわりがある分野と考えております。子育て中の保護者への食育教育や、市民の皆様へのお知らせの仕方などお聞かせをいただきたいと思っております。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君）（登壇） 喜多議員の御質問にお答えします。

初めに、教育現場における食に対する教育についてであります。

本市では、学校における食育の推進に中核的な役割を担う栄養教諭を土別小学校と土別南小学校に配置し、市内全ての小・中学校で食育に関する授業を実施しております。授業の内容といたしましては、食事の重要性や喜び、楽しさ、食物と生産者へ感謝する心の育成、食事マナーや食事を通じた人間関係形成能力の習得などを学ぶとともに、給食時間における給食指導や生活リズムを整えることの大切さを学ぶ、早寝早起き朝ごはん運動の推進を積極的に進めております。更に、学級担任や教科担任が家庭科などの授業を利用して、食育についての指導も行

っております。

次に、学校給食における地場産品の利用状況についてお答えします。

学校給食における平成26年度の土別産の主な野菜使用実績では、ジャガイモにつきましてもは100%、ニンジン、タマネギ、長ネギ、キャベツ、アスパラは約50%、また、米につきましてもは100%土別産を使用しております。収穫時期によりばらつきがございますが、野菜の使用量に占める土別産の割合は全体で約45.7%となっているところであります。

学校給食は、安定的に食材を調達する必要があることから、冬期間などにおいては地元以外の食材を使用せざるを得ない場合もありますが、道内産や国内産の安全な食材を確保するよう努めているところです。

次に、農業体験学習と食育教育のつながりと方向性についてお答えします。

本年4月から市内の小学校におきまして、総合的な学習の時間を利用しての農業体験学習がスタートしました。各学校において種まき、苗の植えつけも終わり、豊かな実りの秋を迎えることを願うところであります。

本学習は、農業体験を通じて食の大切さと農業への理解を深めることを目的に、今までの作物をつくって収穫するところから一歩踏み込み、より高度な食育教育の実践として、収量を上げる方法や農作物の加工、販売といった、種を植えてから消費者の食卓に上がるまでの一連の工程を、学年に応じて段階的に学ぶものです。

子供たちが本市の基幹産業である農業の体験を通してふるさと土別の魅力を見出すことで、地域を理解し、愛し、発展を願うとともに、みずからの豊かな心や社会性、主体性を学んでいけるよう、今後も推進してまいります。

次に、第2次食育推進計画に係る子育て中の保護者への食育教育と、市民への周知方法についてお答えいたします。

本年策定した第2次食育推進計画につきましては、ダイジェスト版を全戸に配布するとともに、市のホームページに掲載し、市民への周知を図っているところであります。子育て中の保護者への食育教育につきましては、離乳食教室や乳幼児健診、更には市立保育園や土別市子育て支援センターゆらなどで、食育レシピなどを紹介している子育てガイドブックを配布するほか、農作物の収穫や調理実習などを通じて食育に関する意識の醸成に取り組んでいるところであります。今後においても家庭、保育園、幼稚園、学校、地域、行政など、さまざまな立場の関係者が食育の担い手であることへの認識を持っていただけるよう、働きかけを行ってまいります。

また、本市が目指す健康長寿日本一の観点からも、市民の皆様に食育に対する認識を深めていただくことは極めて重要なこととなりますことから、地区担当保健師、栄養士による保健活動を通しての食の大切さを広く周知していくとともに、保健推進員や食生活改善推進員と連携して実施する料理教室や食育セミナーを初め、市の各部署で取り組んでいる食育と関連する各種事業の関連に際しましても、より多くの市民の皆様に参加していただけるよう意を配してまいります。

以上申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 3番 大西 陽議員。

○3番（大西 陽君）（登壇） おはようございます。

今年は平年に比べて積雪が少なかったこともあって、融雪が比較的早く、春の植えつけも順調に進みましたが、6月に入ってから雨が多く、各家庭では朝夕暖房が必要なぐらいの低温と日照不足も重なりまして、心配をいたしましたけれども、先週から気温、日照時間とも回復の傾向はあるものの、まだ気象変動が多く、今後の天候に期待をするところであります。

今、農業にあっては、TPPの問題や農協改革などの政策決定次第では、環境が大きく変わることになり、将来に不安を持ちながらの今年の営農であります。本市にとっても、基幹産業であります農業が元気でなくてはなりません。今年の作柄が量、質とも平年作以上の結果であってほしいと願うものであります。

それでは、通告に従いまして、一問一答での一般質問を行います。

最初に、行政組織についてであります。

本市では、平成8年に効率的な行政運営と多種多様な住民ニーズに的確に対応するために、細分化された組織機構ではなく、職員の機動性をより発揮しやすい行政運営を目指してスタッフ制を導入いたしました。この制度を導入して20年余り経過しており、導入時とは環境も大きく変わり、業務も多様化し、専門性も高まり、事務量についても増加の傾向にあります。更に、職員の育成の問題や年齢構成の変化もある中で、より実効性のある行政運営を考えたとき、現在のスタッフ制が有効な組織機構なのかについて、改めて検討する必要があると考えます。

既に平成23年に職員による検討機関として発足をいたしました自治体運営改革会議の中で、職員に対して実施したアンケート調査も含めた組織機構の見直しの検討を受けて、スタッフ制、係制の長所、短所、あわせて主幹、主査職の配置及び位置づけなどについて検討を加えながら、平成24年4月から8課において係制に近い組織の試行を行い、スタッフ制機能と比較検討を行っておりますが、今までの検討の経過と今後の考え方について、まずお伺いをいたします。

次に、ワンストップ行政サービスと宅配行政サービスについて伺います。

行政運営に当たっては、限られた資源を有効に活用しながら、市民の目線に立った市民に喜ばれるサービスを効果的かつ効率的に提供していくことが強く求められております。ワンストップ行政サービスは、一度の手続のときに無駄のない動線で必要とする関連手続の全てを速やかに完了できる利便性に配慮した行政サービスの一つであります。

また、平成22年から市長の強い思いで実現をいたしました、高齢者や体にハンディキャップのある市民のうち、本人及び家族が市役所に出向くことが困難な市民に対して、職員が各種証明書等を宅配する宅配行政サービスを実施していますが、この2つの行政サービスの実施の状況と、このサービスに対する市民の認知度をどう捉えているか、あわせてお伺いいたします。

（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 大西議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から、係制に近い組織とスタッフ制機能との比較検討の経過、今後の考え方について答弁申し上げ、ワンストップ行政サービスと宅配行政サービスの実施状況、市民の認知度については市民部長から答弁申し上げます。

本市におけるスタッフ制は、国の地方分権改革や多様化する住民ニーズに対応し得る組織体制を確立することを目的として、平成8年に導入したところであり、今日までこの体制を基本に一部組織機構の見直しを行う中で、事務事業を進めてきました。

スタッフ制の特徴として、年間の業務量などに応じ、職場長の判断により担当者の課内異動を行うなど、機動性を発揮しやすいこと、課内の職員が一体的に業務を把握し、対応することができるなどの面で効果もあったところです。

しかしながら、導入以来およそ20年近くたつ中で、団塊の世代を中心とした多くの職員が定年退職を迎え、職員の年齢構成も大きく変化したことなどから、指揮、命令系統を含めた体制の見直しが必要となっています。更には、業務に対する職員の理解度と専門性を一層高めることや、権限と責任をより明確化することなどの必要性が以前にも増して求められています。こうした課題は、本市のみならず、同様の体制に移行した他の自治体や、大手民間企業でも生じており、改めて係制を基本に組織のあり方を見直す事例も見られています。

本市では、自治体運営改革会議での議論を踏まえ、組織機構の見直しの検討を行うため、平成23年に全庁的なアンケート調査を実施したほか、24年4月から8課において係制を試行してきました。また、25年と26年には係制試行の検証と今後の組織機構の検討に向けて、全課を対象としたアンケート調査を行いました。

アンケート結果では、スタッフ制のメリットとしては、業務量の変化や長期休暇者の発生時における人員調整が可能であることや、突発的な業務や明確な分担ができない業務への対応が可能であるとの意見があった一方、デメリットとして、業務に深く精通できる体制ではないことや、責任の所在が曖昧、不明確との意見があったところです。更に、係制のメリットとして、責任と権限の明確化によるモチベーションの向上が期待できるや、命令系統の簡素化により、事務処理時間の短縮が図られ、市民サービスが向上するとの意見があった一方、デメリットとして、専門的対応をするためには職員配置が不十分であるなどの意見がありました。また、スタッフ制、係制にかかわらず、助け合わなければ仕事にならないとの意見や、少人数の職場においてはどちらでも大差ないといった意見もあったところでもあります。

このような結果も踏まえ、先月開催した自治体運営改革会議において、組織機構の見直しを最重要課題として位置づけ、更に検証、検討を進めていくことを確認したところであり、当面の行政課題や職員の年齢構成を踏まえ、係制を一つの方向性と据えるとともに、市民にとってわかりやすい組織機構の構築に向けて検討を進めてまいります。

以上を申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 法邑市民部長。

○市民部長（法邑和浩君）（登壇） 私から、ワンストップ及び宅配行政サービスについてお答えいたします。

初めに、ワンストップ行政サービスについてであります。

本市においては、市民の方が最初に訪れた窓口を基本に、可能な限り1つの窓口で用件を済ませることができる取り組みを進め、サービスの向上に努めてきたところです。そこで、実施状況についてです。

手続の流れや動線について、窓口対応の中心となる市民課の事例で申し上げますと、転入時における窓口対応の場合では、戸籍住民窓口で手続を終えた後は、必要に応じ、市民課内の給付、年金、後期高齢者医療窓口や国民健康保険窓口での諸手続を行っています。また、ごみの処理方法などについては、環境生活課で説明を受けていただくよう案内をするほか、子ども・子育て応援室を初め、保健福祉部の関係各課や上下水道課、教育委員会などと連携をとりながら対応しており、電算システムの関係などでどうしても他の窓口に行く必要がある場合には、関係窓口まで案内することとしています。このほか、各窓口においても所管の手続に加え、聞き取りの中で他の部署に関連する手続や相談については、担当職員が極力出向いて対応するなど、全庁的にワンストップを心がけているところです。

こうしたサービスは、行政、民間の区別なく、現在では当然のサービスとして広く定着しているものと認識していますが、今後においても市民目線に立った親切丁寧な対応に心がけ、更には各担当窓口との連携を図る中で、より一層速やかな対応を目指すなど、可能な限りのサービスに努めてまいります。

次に、宅配行政サービスについてであります。

宅配行政サービスは開始から5年が経過したところであり、依頼のあった方々に各種証明書等をお届けする際には、郵便物や市役所への提出書類など簡易な提出物の預かりもあわせて行うなど、サービスの充実に努めてきたところです。

これまでの利用状況は、平成22年度が1件、23年度3件、24年度2件、25年度1件、26年度1件の5年間で8件、お届けする証明書等は住民票や戸籍謄本などで、利用者は全て高齢者となっております。

サービス開始当初から利用実績は多くありませんが、広報やホームページでの周知に加え、市民課や朝日総合支所、各出張所窓口にチラシを配置、更に各種サービスや支援内容、相談先をまとめた小冊子に掲載し、地域担当職員による高齢者世帯実態把握調査の際に新規対象となる世帯に配布しています。また、心身に障害のある方の利用促進を図るため、身体障害者手帳の交付時にチラシを配布するなど、利用者拡大に向け幅広く周知に努めてきたところです。

利用者が少ない要因としては、高齢者自身が元気で自立していることや、家族の支援のもと生活を送っていること、また、取り扱う証明書等の必要機会が少ないことなどと捉えているところです。しかし、高齢者等が住みなれた地域で自立した生活を継続するための施策の一つとして、今後このサービスの必要性は高くなるものと考えており、これまでの周知に加え、本年

度から新たに導入した地区担当保健活動を通し、必要となる方々への制度周知に努め、更なる利用者拡大に向け取り組んでまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 1点だけ再質問させていただきますけれども、ワンストップサービスで、今窓口を集約する、あるいは一部窓口に来た他の関連する窓口案内をするという手法をとられているというふうに御答弁がありました。これは可能な限り関係職員がそこに出向くという仕組みを制度化すべきだというふうに思いますけれども、この点についての見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（谷口隆徳君） 法邑部長。

○市民部長（法邑和浩君） 再質問のほうにお答えいたします。

訪れた方、まず窓口に来られた場合には、基本的にはまずその部署で全て手続が終えることができるようにということで対応しております。例えば、1階のフロアにいらっしゃった市民の方で、3階の、例えば建設であるとか上下水道であるとかの関係で手続が必要な場合についても、対応可能な部分については3階から職員が1階のほうにおりてきて、出向いて、その場で手続等の処理をさせていただいているところであります。

ただ、中にはどうしても、今いろいろな電算システムが入っておりまして、その関係で、その場所に行って確認しながら手続をしないと対応できない部分もありますので、そうした場合に限ってでありますけれども、大変市民の方にはちょっと御足労願っておりますけれども、ほかの場所に出向いていただいているということもありますけれども、基本的には全て1カ所で職員が出向いて対応するというように考えております。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 大西議員。

○3番（大西 陽君）（登壇） 次に、マイナンバー制度についてであります。私が通告した項目の一部がきのう松ヶ平議員の質問の内容に盛り込まれており、答弁についても理解ができましたので、重複を避けて質問をいたします。

国はマイナンバー制度の導入の目的として、負担を不当に免れることや給付を不正に受け取ることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えることによる公平・公正な社会の実現と、さまざまなサービスの情報提供が速やかに受け取れることによる利便性の向上や行政の効率化を図るためとしていますが、一方では、氏名や住所などさまざまな個人情報と関連づけて利用することから、情報漏えいによるプライバシー侵害や、他人に成り済ましなどによる不正利用など、この制度を悪用した新たな犯罪の発生を心配する人も少なくありません。

最近もサイバー攻撃による年金情報の大量流出事件が大きな問題となっておりますし、既に個人番号制度を導入しているアメリカでも、他人の社会保障番号を不正利用した銀行口座の開

設や年金及び医療給付金などの不正受給の事件が起きており、韓国においてもインターネットを通じた個人番号の大量流出事件が報告をされております。

マイナンバー制度を進める上で、国及び地方公共団体、情報システム機構に対して、セキュリティ対策の強化など、安全管理措置の徹底を強く求めていくことが重要であります。

それでは、最初に、マイナポータルについての質問であります。

行政機関が持っている自分の必要な情報や記録を自宅のパソコン等で確認できるとしている情報提供等記録開示システム、いわゆるマイナポータルの内容と、このシステムの運用開始の時期について、まずお伺いいたします。

次に、市内事業者に対する対応についてであります。民間事業者においても、給与所得の源泉徴収や社会保険料の支払い及び事務手続などで、従業員はもとより配偶者や扶養親族の個人番号を取得し、管理することになりますが、従業員を擁する市内事業者に対する安全管理措置の内容とその周知方法についてお伺いいたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 法邑市民部長。

○市民部長（法邑和浩君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、情報提供等記録開示システム、いわゆるマイナポータルについてです。

マイナンバー制度の導入により行政手続が簡素化され、国民の利便性が向上する一方で、国家による国民の監視や個人情報の不正閲覧等を懸念する声もあるところでありますが、これらに対応するため、自宅のパソコン等から専用のサイトに接続し、自分の情報をいつ誰がどのように提供したのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や、行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報を確認できる仕組みがマイナポータルであり、平成29年1月から運用が始まる予定です。これにより、例えば各種社会保険料の支払金額や確定申告を行う際に参考となる情報の入手が行える予定となっております。

また、マイナポータルを利用する際には、セキュリティ対策として、個人番号カードに格納された電子情報とパスワードを組み合わせる方法がとられる予定ですが、個人番号カードを取得せず、マイナポータルを利用できない方が自分の情報を確認したい場合は、書面による開示請求を行うことができるほか、パソコンを持たない方が利用できるよう、公的機関に端末が設置される予定です。

次に、民間事業者におけるマイナンバーの取り扱いについてお尋ねがありました。

各事業所においては、税や社会保険の手続の際にマイナンバーが必要となるため、従業員の方々からマイナンバーを取得し、適切な管理が必要となります。そのため、準備として、人事給与システムの改修や、個人情報のパスワード保護、データの暗号化などの安全管理措置の検討、従業員に対するマイナンバー制度の研修や社内規定の制定のほか、個人情報の漏えいや紛失を防ぐための物理的な対策等を講じる必要があります。

また、事業者がマイナンバー関連の業務を外委託する場合は、委託先が適切かつ安全に管理運営しているかを監督する義務があります。個人情報適切に管理されていない場合には罰

則規定が適用されることもあるため、特定個人情報保護委員会が作成したガイドラインを踏まえた対応が必要となります。

なお、事業所への制度周知の方法については、法人市民税の申告書や士別市労働状況実態調査報告書、商工会議所、朝日商工会、会報誌の送付時にマイナンバー制度のチラシを同封するほか、商工会議所や朝日商工会では、マイナンバー制度の講習会、また名寄税務署では、法人会や青色申告会の総会の際に、研修の実施や講師派遣の案内を行っていると同様です。このほか、IT関連の民間事業者によるセミナーの開催など、啓発活動も展開されています。

しかし、報道によりますと、制度を理解している全国の企業は全体の約40%で、既に制度への対応を終えた企業は0.4%にとどまっているとの発表もあり、士別市内の事業所においても同様の状況にあると認識しておりますので、国や各関係機関と連携を図る中、引き続き周知に努めてまいります。

以上を申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 大西議員。

○3番（大西 陽君）（登壇） 次に、士別市山崎賞についてであります。

山崎賞は、山崎永太氏が本市の水稲の栽培技術などに大きな功績があったとして、その功績をたたえ、本市農業の研究、意欲向上奨励のため、優秀な農業者を表彰する目的で昭和33年5月に制定をされております。

山崎永太氏は、明治8年10月に富山県南砺市で生まれております。23歳のとき、北海道開拓に関する新聞記事を見て来道を決意し、現在の空知管内栗沢町及び上川管内鷹栖町でそれぞれ農業を営みますが、冷害で失敗したときに技術の未熟さを痛感して、このときに農業経営を断念されております。その後、志願をして、当時の北海道農事試験場上川支場、現在の上川農業試験場の作業員となり、水稲意志の冷害克服のため、温床育苗法に取り組み、育苗技術を確立されました。その後、当時の士別町に農会の技術員として招かれ、熱心に農家の指導にかかわってまいりました。山崎永太氏は本市のみならず、北海道の水稲栽培技術が格段の発展を遂げることに大きく貢献をされたとして、その功績によって藍綬褒章を受章されました。更に、北海道開拓功労者及び当時の士別町農事功労者としてそれぞれ表彰を受けられております。昭和33年には、士別市名誉市民第1号に推挙されております。

山崎賞は、制定された33年、そして翌年の34年にそれぞれ1名の方が受賞をされております。その後、平成3年に1名の方が受賞された以降、本年まで24年間該当者がおりません。更に、表彰制度施行後57年経過していますが、この間で該当者が3名と極めて少ない感じがします。この状況についての思いをまずお聞かせいただきたい。

一方、本市にはこの賞とは別に、みずからの創意工夫により立地条件に応じてすぐれた農業経営に取り組んでいること、農家生活及び環境改善等の生活改善に著しい成果を上げていること、農村地域の活性化に向けて地域活動に積極的に取り組んでいることのいずれかに該当し、更に農業に従事している年数や年齢など、一定の条件を満たしている農業者個人や団体に対す

る表彰制度として、平成12年に士別市農業顕彰が制定されております。平成26年度までに個人で41名、7団体が受賞されております。

山崎賞と農業顕彰、共通して優秀な農業者を表彰して、その功績をたたえ、更には農村地域の活性化と本市農業の持続的発展に努力されることを期待するものであり、この点から、この2つの表彰制度の関係について検討する必要があると思いますが、見解をお伺いいたします。

(降壇)

○副議長(谷口隆徳君) 相山副市長。

○副市長(相山佳則君)(登壇) お答えいたします。

士別市山崎賞は、大西議員お話しのとおり、水稻の品種改良や栽培技術の改善に心血を注ぎ、農業の発展に大きく貢献をされた山崎永太氏が、その功績をたたえられて、昭和30年に藍綬褒章を受章されましたことから、この受章に感謝をして、山崎氏自身が歩まれてきた試験研究分野の向上を図るため、有効に使ってほしいと寄与をされた金一封について、市内各農業団体により構成される審議会での取り扱いが審議された結果、山崎氏の精神を受け継いで永久に生かすため、これを基金として山崎賞を制定し、青少年の農業研究意欲を奨励するため、優秀なる農業者に賞として贈ることを決定したものであります。また、本市においても、士別市山崎賞条例を制定して、その意志を継ぐことにしたものであります。

昭和33年5月に制定された当初、選定に当たっての受賞対象年齢をおおむね30歳までの青少年層に限定していたことから、受賞者は少なく、過去には受賞候補の推薦は数人ありましたものの、対象年齢などの基準により受賞が見送られたという経過もありました。

このような中で、地域の農業研究に模範となって活動している農業者を励まし、農業意欲をたたえる意味からも、受賞範囲を拡大すべきとのことから、昭和60年に士別市山崎賞条例の一部改正を行い、条文中の「優秀なる青少年研究者」を「優秀なる農業者」に改め、年齢構成をおおむね40歳までとしたものであります。

また、その一方では、山崎氏の功績が偉大で、その精神を生かす賞の権威を保つ必要がありますことから、改めて選定基準を設け、地域農業の中核的担い手であることや優良種苗等の普及、更新に努力していること、更には先端的技術を導入し、経営の近代化を図っていることなどの11項目からなる基準のうち、3分の2以上に該当しなければならないともしたところであります。

山崎賞は、過去の受賞者が3名であるなど極めて選定基準が厳しいと思われませんが、制定当初の農業研究に一定の成果を上げた農業者であるという意思を引き継ぎ、農業の最高賞として今後も引き続き推薦団体に対して推薦を依頼してまいりたいと考えております。

次に、士別市農業顕彰についてであります。

この顕彰は、平成12年4月に施行された士別市農業農村活性化条例に規定をしたもので、農業を主業とし、創意工夫をもって生産性等技術の向上に努めるなど、農業経営に対する意欲的な取り組み及び地域における積極的な活動が他の模範と認められる農業者、並びに生産組織等

を士別市農業奨励賞として表彰するものであります。

この表彰に当たっては、すぐれた営農に取り組み、地域のリーダー的立場であること、グリーンツーリズムや景観保全、愛食運動など、農村地域の活性化に向けた地域活動に取り組んでいる農業者、共同生産組織や機械施設の共同利用組織及び農業生産法人、学習活動などの目的を持った団体などを顕彰するものとなっております。

山崎賞は、農業の試験研究に取り組み、一定の成果を上げたことに対して表彰するもので、一方、農業奨励賞は農業経営に関する取り組みや地域活動に対して表彰するものであります。それぞれの賞は違う役割、目的を持った表彰内容でありますことから、今後においてもそれぞれの賞として継続していくべきと考えております。

ただ、山崎賞につきましては、過去にも見直しについて議論をされている経過もありますので、推薦団体などに対し選定基準などについて今後御意見を伺ってまいりたいと考えております。

以上を申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 山崎賞については今答弁あったように、試験研究に一定の成果が上がった農業者を表彰するという事は承知をしております。ただ、この賞が制定された時期と現在では大きく環境が変わっているということで、いわゆる試験研究については、各行政機関も含めた大きな広い専門的な研究機関が存在していますから、そういう意味では、今後団体に対して推薦を依頼してもなかなかこの試験研究に一定の成果を上げた方を推薦するということが現実に可能なかどうか、その辺はちょっと疑問に思いますけれども、この辺の見解をまた改めてちょっとお聞かせいただきたい。

○副議長（谷口隆徳君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） お話のとおり、山崎賞といいますのは、山崎永太氏が残された功績をたたえるということも一方ではあって制定された賞であります。山崎永太氏の業績については、これは大西議員に申し上げるまでもないことでありますけれども、北海道における稲作においてですね、耐冷性の高い品種改良ということで、一時は北海道で作成されるモチ米の7割は山崎モチという品種が作成されたということでありますし、大西議員のお話にございました温床技術の改良についても山崎氏が10年かけて開発されたものであって、これが北限の農業を大きく変えたと、北海道農業でこの恩恵にあずかっていないものはないと言われるぐらいの大改革だったということでもあります。

そういったことから、藍綬褒章を受章されて、そのときに金一封を寄附いただいたわけでありまして、そのときの山崎氏の思いが自分の歩んできた道、この道に続く人たちが出るように、そういったものを奨励するような形で使ってほしいということでありましたので、これまでこういった地域農業を大きく変えるような改革ということに対しての表彰ということで、件数もこれまで3件だったということでもあります。

ただ、今、大西議員お話にありましたとおり、当時の品種改良といいますと、例えば品種ごとの交配だとかそういったことが主だったと思いますし、そうであれば個人的な努力の範疇でできた部分も多かったと思いますけれども、今はバイオテクノロジーだとかそういったいろいろな技術ができて、なかなか個人の努力の中ではそういった大きな成果に結びつかないということもありますので、先ほども申し上げましたけれども、いろいろな団体の方の御意見を伺いながら、これは例えばでありますけれども、今、上士別で1枚の水張り面積が北海道一、6.8ヘクタールの水田を持って、そこで無人トラクター等々の試験をしておりますけれども、そういった大きくですね、営農のあり方を変えた、でありますとか、いろいろな今なりに地域農業に大きく波及をするような成果を上げた方に与えてはどうかと。ただその中でやはり山崎永太氏の思いというものもしっかり残していかなくてはなりませんし、この山崎賞を制定するに当たっていろいろ検討された団体も、山崎永太氏の思いを永遠に残すと、永久に残すという思いがあったことでありますので、山崎氏、そして当時制定した方々の思いもしっかりと残るような形、そして今なりに受賞ができるような形というものを総合的に検討してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（谷口隆徳君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） わかりました。

山崎賞については過去に受賞された方も今健在でおられますし、そういう意味では権威ある賞ですから、余り数十年も該当者がいないということになれば、山崎賞そのものが忘れられるような、そんな状況になりかねないという危惧もあります。そういう意味では、試験研究にこだわらないということもありますから、今後この権威ある賞をしっかりと残すために、関係の団体とも協議しながら、よりよい賞にしていきたいということをお願いして、質問を終わります。

○副議長（谷口隆徳君） 16番 齊藤 昇議員。

○16番（齊藤 昇君）（登壇） 通告に基づいて一般質問を行いますけれども、空き家対策の推進については、さきの井上議員の質問と重複するため取り下げるものとし、地方創生総合戦略の策定については、さきの議員と重複しない範囲で質問を行いたいと思います。

初めに、本市の地方創生総合戦略策定についてであります。

戦略の方向性と総合計画との関係についてであります。本市の総合戦略の柱には、合宿の聖地の創造と農業未来都市の創造、この2つを据えて取り組んでいくとのことであり、そして、この2つの柱は、単に合宿の振興、農業の振興にとどまらず、経済の活性化、つまりは商工業の振興、発展なども図り、この地域における所得の向上や雇用の拡大を目指すものとして、裾野の広い取り組みを行っていくことが示されたものと理解しているところであります。これから有識者会議も設置されて、市民の意見、議会の意見も聴取されていくようであり、士別市として実効性の高い意義ある戦略となることを期待するものであります。

そこで、改めてこの2つの柱の方向性、特にその効果はどのようなものかを考えているのか、

更には、重点を置く取り組みはどのように考えているのか。今後さまざまな事業が展開されていくということになると思うけれども、今回の総合戦略では重要業績評価指標、いわゆるKPIの設定を定められているけれども、その考え方をお聞きしたいと思います。

この総合戦略は今年度から31年度までの5年間の計画になるようであります。そして、次期の総合計画は29年度が最終年度となっており、30年度が初年度になると考えるものであります。総合計画の策定の期間は今後どうされていくのか、お聞きしたいと思います。

いずれにしても、30、31年度はこの戦略と総合計画が重複する期間となれば、そのあたりの整合性はどのようにとられているのか、お聞きしたいと思います。

あわせて、総合戦略について、総合計画と合致すべきといったような国からの指示などはないのか、この際、お聞きしておきたいと思うのであります。

また、先日、補正予算の審議の中でもお聞きしましたが、同時に策定される人口ビジョンについて、どのような手法で策定を計画しているのか、将来の士別市の人口を確保していくための今回の総合戦略との関係性や効果をどのように考えているのかも、この際、お聞きしておきたいと思います。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 斉藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、総合戦略の方向性についてであります。

本市の総合戦略については、今後策定する人口ビジョンを踏まえ、定住人口の確保と交流人口の拡大を図りながら、地域経済の活性化、産業振興を図り、ひいては雇用の場を拡大していくことを最大の目標として推進していく考えであります。

この戦略の柱には合宿と農業を据えたところではありますが、それぞれ裾野の広い分野でもあることから、この2つを柱とした取り組みが、教育、子育て、健康、雇用、交流、観光、環境の7つのKの各分野にも波及効果を生み、更には市民が誇りを持って生活できるまちになるよう展望しているところであります。

そこで、今後の有識者会議などで議論を経ることにはなりますが、現段階においては合宿と農業の両方に共通する考えとして、1つには、内外に士別を発信し、訪れる人たちを受け入れられる体制づくり。2つには、士別のすぐれた農産物などを活用した士別ならではの食のあり方。3つには、イベントや施設の充実を基本的な方向性として位置づけ、各種事業を推進していく考えです。

更に、事業推進に当たっての重要業績評価指標、いわゆるKPIについては、例えば合宿者数の増加やイベント参加者の増加、新規就農者数などを設定し、その達成に向けて取り組むことが肝要と考えます。

次に、総合計画との関係についてであります。

本市の現総合計画は、平成20年度から29年度を期間としており、30年度を初年度とする次期総合計画については、29年度中の策定に向けて本年度から作業に着手する予定であります。総

合戦略と総合計画の関係性については、その目的や含まれる政策の範囲が必ずしも同じではなく、また総合戦略においては施策ごとの進捗状況を検証するためのKPIなども盛り込むことになる中で、国からも地方版総合戦略と総合計画との関連性については、特段これを問わないとの見解が示されているところであります。

しかしながら、総合計画がまちづくりの基本方針となる極めて重要な計画であり、総合戦略についても幅広い分野に波及する重点的な取り組みでありますので、本市の振興、発展に向けて十分整合が図られるよう、意を配していく考えであります。

次に、人口ビジョンについてです。

人口ビジョンの策定に向けては、現在推進本部において各種情報の収集に努めているほか、アンケート調査や各種データの活用による専門的な調査、分析については、今後の策定支援業務委託により作業を進める予定であり、ビジョンの策定についても本年10月末をめどとしています。

この人口ビジョンについては、国が策定した長期ビジョンと同様に、2060年を対象期間とし、国立社会保障人口問題研究所などによる将来人口推計を踏まえ、更には人口の変化が将来に与える影響の分析、考察を加味し、結婚、出産、子育てのほか、雇用の場の確保を含め、人口問題解決に向けた基礎データとして活用できるよう策定するものであり、総合戦略と一体的な存在として位置づけるものであります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 齊藤議員。

○16番（齊藤 昇君） 1点だけ再質問したいと思うんですけども、この総合戦略をこれから立てていくだけけれども、それらの課程において、でき上がってからこういうものかというふうになるのか、総合戦略の方向性についてはこういう形でここまで到達点に来ていると、そういうことも議会にも経過報告も含めてお示しをいただきながら、議会の意見も聞いて立てていく、こういうふうにはぜひしていただきたいと思うんですけども、この点、伺っておきたいと思います。

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 再質問にお答えをいたします。

総合戦略の策定に当たりましては、もう既に御答弁申し上げているわけでありましたが、有識者会議を設立いたしまして、その中で将来ビジョン等について御提言いただきながら策定をしていくということになります。この有識者会議の中には行政機関として議会議長も加わっていただくことにはなるわけでありましたが、もちろん議会は議決機関でもございますし、車の両輪のごとく行政と議会は進んでいるわけでありまして、その逐次経過、あるいは方向性、あるいは検証、そういったものについては逐次議会のほうに報告をさせていただきながら、また議会の御提言もいただきながら、戦略の策定、実行に向けて進めていきたい、このように考えているところであります。

○副議長（谷口隆徳君） 齊藤議員。

○16番（齊藤 昇君）（登壇） 次に、マイナンバー制度についてでありますけれども、松ヶ平議員、大西議員の質問にもありましたので、重複を避けて、住民基本台帳ネットワーク、いわゆる住基ネットとの違いについてのみ質問したいと思います。

今回のマイナンバーに類似した制度として、平成14年に住基カードによる住基ネットが導入されました。住基ネットの導入から10年以上が経過した中で、導入費用に国では約400億円もかけたけれども、住基カードの普及率はどのくらいだったのか。総務省の説明では、住民の方々の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムとして構築するものがあるけれども、住基ネットとは何だったのか。当時、個人情報保護の観点等などから、住基ネットへの参加に難色を示す自治体もありました。

今回導入されるマイナンバーとは何が違うのか。また、この制度導入後、住基ネットや住基カードの運用はどうなるのか。この点についてもわかりやすく答弁を求めたいと思います。

（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 法邑市民部長。

○市民部長（法邑和浩君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

マイナンバー制度と住民基本台帳ネットワークシステムとの違いについてであります。

住民基本台帳ネットワークシステムは、全国共通の本人確認ができるシステムとして、平成14年から導入されたもので、住民票に記載されている住民票コードを用いて、住所、氏名、性別、生年月日の4つの情報を市町村、都道府県及び行政機関でネットワーク化したものです。このシステムの活用により、住民票の広域交付やパスポート申請の際の住民票の添付の省略、年金の現況届の省略などに加え、希望者に発行される住基カードは身分証明書になるほか、e-Taxによる確定申告も可能になりました。

住基ネットの導入により事務の効率化が図られ、約160億円の直接的な費用対効果が見込まれる一方、このシステムは住民票コードと4つの情報が一体のものとなっていることから、個人情報の漏えいやプライバシーの侵害等も懸念されたところですが。更に、住民基本台帳法における市町村の処理する事務は自治事務に当たり、実施に当たっては自治体の裁量の余地も含まれたことや、個人情報保護の観点等から、不参加を表明する自治体もあったところですが。

また、4情報のみの提供にとどまったことから、利用範囲が限られ、情報の提供先も行政機関等のみに限定されたため、利用者にとってのメリットが余り感じられず、住基カードは広く普及するまでには至っていない状況です。

26年3月末現在、全国の住基カードの有効枚数は666万枚、普及率は5.2%。本市においては本年5月末現在、有効枚数は929枚、普及率は4.53%と全道平均の4.23%を若干上回る状況となっています。

これに対して、マイナンバー制度は、個人情報を一元管理せずに分散管理することなど、ネ

ネットワークの安全性に十分配慮したシステムとして、社会保障や税、災害対策の分野において広く情報連携を図り、各種申請の際の添付書類の簡素化や年金などの不正受給の防止など、行政の効率化や利便性の向上、更には公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものです。住基ネットと大きく異なる点は利用範囲の広さでありますが、マイナポータルによるインターネットを通じたさまざまなサービスが受けられる予定です。

国は住基カードにかわる個人番号カードの発行を、30年度までに人口の約3分の2に当たる8,700万枚の普及を目指しており、現在金融や医療機関などへの分野への利用範囲を拡大する改正案が提案されておりますが、今後さらに民間での利用を視野に拡大が検討される予定です。

なお、住基ネットにおける市町村の事務が自治事務であるのに対し、マイナンバー制度においては、本来国が行う事務を地方自治体に委託する法定受託事務に当たり、法令により事務処理が義務づけられるものです。

マイナンバー制度導入後においても、住民基本台帳ネットワークは運用されますが、28年1月以降は個人番号カードが交付されることから、住基カードの新規発行は本年12月末をもって終了となります。

なお、有効期限が残っている住基カードについては、その期限まで使用できるものですが、個人番号カードと重複して所持することはできないことになっております。

以上を申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時45分休憩）

（午後1時30分再開）

○副議長（谷口隆徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。13番 国忠崇史議員。

○13番（国忠崇史君）（登壇） 第2回定例会に当たり、一般質問を行います。

今回は3つのテーマで質問通告をいたしました。そのうち個人情報管理とマイナンバー制度については、さきに各議員の質問と答弁において話題が出尽くしておりますので、私としては割愛いたします。したがって、テーマとしては2項目になります。

それでは第1に、戦後70年に当たって本市の関連施策はと題して幾つか質問いたします。

思うに、115年前の西暦1900年前後にこの土別が屯田兵によって開拓された動機としては、数年後に迫った日露戦争前の準備といえますか、北方の大国ロシア対策として開拓された経緯もあります。また、日露戦争から10年後の1914年にヨーロッパで起こった第一次世界大戦は、北海道の穀物類の価格高騰を引き起こし、土別地方にもこの相場で大変な利益を獲得した人が少なからずいたと言われております。すなわち、直接の戦場になったことがない土別は、ある

意味、どこか遠くで行われていた戦争によって経済的に繁栄してきた側面があるとも言えるのです。

しかし、現代の戦争とは、女性や子供など非戦闘員の殺りくも多に行われるし、また容易に核戦争に発展しかねず、国家や人類の滅亡、そういったものに結びつきやすいものであるゆえに、戦争に対する私たちの見方、考え方も厳しくしなければならないと思います。

それで質問に入るわけですが、まず、本市のこれまでの平和、戦争、原爆などに関する取り組みについて、一通り紹介いただきたく思います。

次に、本市は29年前の1986年6月に非核平和都市を宣言したわけですが、それ以前と以後とでは恒久平和を追求する施策には何らかの大きな変化はあったのでしょうか。この点にお答え願います。

3つ目ですが、いわゆる戦争体験の風化について取り上げます。確かに年月がたてばどんな強烈な体験でも風化してしまうことは仕方がない部分もあるとは言えます。それでも風化させないように努力することが大事であることは言うまでもありません。その点を心がけている本市の施策はどんなものがあるのでしょうか。

次に、少し観点を変えてみます。戦争体験の風化よりも問題なのはこんなことではないでしょうか。すなわち、戦争を何かのゲームであるかのような感覚で想像したり、殺りくや飢餓といった実際の戦争につきまとう生々しい現実の事態が想像できなくなったり、更には、どこかで戦争でも起きてくれれば経済が潤うなどと他人ごととして受けとめ、自分や家族の体から血が流れかねないことを忘れてしまうように、感覚が狂ってしまうことが問題なのではないかと思うのです。

その点では、戦争体験の直接的な聞き語りによる継承も引き続き重要ではありますが、例えば飢餓などの疑似体験をしてみたり、最近問題になっている民族間の憎しみの感情をたたきつける表現、いわゆるヘイトスピーチが日本でも世界でも差別を拡大させ、ひいては戦争をあおった歴史的事実などをよく知って、そこから学習することが今は必要なのではないかと考える次第です。この点では、このたびの戦後70年を機会に、本市の平和施策もいささか再検討する余地があるのではなかろうかと考えるのです。

具体的には、戦争を体験した市民とそうでない市民とが語り、また、戦争に現実味がない市民と危機感を覚える市民とがもっと語り合える場が必要であると思います。この点、どのように捉えるかお聞かせ願います。

さて、なぜ語り合える場の必要性を考えたかという点、昨年8月7日に神田壽昭士別市議会前議長が実行委員長となって、「戦争をさせない士別市民集会」が市民文化センターにて開かれ、たくさんの市民が集まった事実がそうさせたのであります。このことは、士別市民の心の中にも、近いうちに戦争になるのではないか、今、日本の国は戦争に向かっているのではないかというおそれや憂慮が広まっていることのあらわれであるとしか言いようがありません。

世界遺産の選定なども行っている国連教育科学文化機関のユネスコ憲章の前文では、以下の

ように宣言しています。「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。相互の風習と生活を知らないことは、人類の歴史を通じて世界の諸人民の間に疑惑と不信を起こした共通の原因であり、この疑惑と不信の為に、諸人民の不一致があまりにもしばしば戦争となった。ここに終わりを告げた恐るべき大戦争は、人間の尊厳・平等・相互の尊重という民主主義の原理を否認し、これらの原理の代りに、無知と偏見を通じて人種の不平等という教養を広めることによって可能にされた戦争であった」というふうに前文に書いてあります。

今市民が胸襟を開き、戦争と平和について心から語り、平和のとりでを心の中に築く場が必要でないかと私は真剣に考えています。この点、市の所見を求めるものです。　（降壇）

○副議長（谷口隆徳君）　牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇）　国忠議員の御質問にお答えいたします。

本市においては、戦争の悲惨さや平和の尊さについて広く市民の理解を得るとともに、非核平和都市宣言にのっとり、恒久平和を次世代に引き継いでいくため、これまでさまざまな平和推進事業に取り組んできました。

ここ数年の事業内容について申し上げますと、平和への誓いと戦争で亡くなられた方々への慰霊の黙禱を全市民で行うため、終戦記念日と広島・長崎の原爆投下の日にサイレンを吹鳴しているほか、戦争と平和に関する写真パネルや図書の展示啓発、あるいはしべつ鳩の会などの協力のもとでの読み聞かせ会、平和を考える映画鑑賞会などを実施してきたところです。

そこで、非核平和都市宣言を契機とした変化についてであります。本宣言は、国際平和年でもあり、非核平和に向けての世論が高まっていた昭和61年、旧士別市において、核兵器廃絶などを願う約5,000人の市民による署名が行われたほか、この宣言を願う陳情などがあり、市議会の議決を経て宣言に至ったものであり、合併後の新市に引き継がれています。

都市宣言後においては、翌年の62年7月から、広報しべつにより原爆焼死者の冥福と世界恒久平和の確立を祈念するための黙禱の呼びかけを開始したほか、平成7年には、戦後50年を機会に士別市平和の集いを開催し、被爆体験の講話や記録映画の上映を行っています。

また、13年には非核平和都市宣言15周年を記念し、写真パネル展の実施のほか、講演会や朗読劇、戦争語り部の集いなどを開催しました。戦後60年を迎えた17年には、それまでの事業に加え、戦中、戦後の食べ物の試食会や、平和を祈る七夕飾りづくりを実施するとともに、市内小・中学生が製作した千羽鶴を広島の原爆の子の像にささげる取り組みも行ったところです。

次に、戦争の事実の風化についてのお尋ねがありました。

お話のように、月日による風化はいかなるものでも避けられない中で、戦争の悲惨さや平和の大切さは忘れてはならないことであり、次世代に引き継ぐためには地道に伝承に努めていくことが重要と考えます。

こうした考えのもと、戦後70年に当たる本年の平和推進事業としては、8月1日から15日を事業週間と位置づける中で、戦争に関する写真パネル展示や平和推進映画会のほか、特別展示

として、終戦70年特別展「三浦綾子の描いた戦争」と題した三浦文学全国移動展の開催を計画しています。

また、平和を願う朗読会として、三浦綾子さんが描いた戦争について、その作品を通して学ぶ機会を設け、単に朗読を聞くというだけではなく、大人も子供もみずから学ぶ取り組みも計画しているところであります。

本市では非核平和都市を宣言しているほか、まちづくり基本条例の基本理念においても、人類共通の願いである非核平和の実現に向けたまちづくりを進めることを定めています。平和を希求するに当たり、市民の個々人が自発的に平和のとりでを心に築くことは大切なことと考えており、今後も市民の皆様とともに恒久平和の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君）（登壇） 第2のテーマとして、路線バスの乗客を増やす方策について取り上げます。

このテーマと関連がありますので少々言及いたしますが、先週月曜日の6月15日に和寒町にて、スクールバス兼用の町内巡回バスをおりた小学3年生の女の子がバスの直前を横断し、後ろから来た乗用車にひかれ、死亡しました。亡くなった竹内詩音さんの冥福を祈りますとともに、道路交通法第71条にもあるとおり、本市でも停車中のスクールバス等の横を自動車で通過する際は徐行、もしくは一時停止するルールの徹底をこの機会に呼びかけたいと思います。

さて、質問に入ります。

まず、小・中学生バス運賃半額補助事業の昨年度実績についてです。既に報道等が出ておりますが、この際、この議会の場でも報告いただきたい次第です。

この事業は、学校などで配られた半額乗車券に学校名、学年及び乗るバス停、おりるバス停を記入し、半額の現金とともに運賃箱に入れる仕組みです。市内循環バスの一定区間を例にとると、例えば西條の前からつくも水郷公園まで、80円の子供運賃が小学生の場合40円になります。160円の大人運賃が、中学生が半額事業を利用すると80円になるわけです。

以前は小・中学生の運賃補助事業というと、9月のバスウイークのみに限定して無料券を発行したり、夏休みや冬休みなどの学校休業期間に同様の無料の事業を行ったりと、市のほうでもいろいろと試行錯誤がありましたが、この半額事業になってからは、バスの車内にも半額乗車券が常備されたりしていますので、私としてもいろいろ言ってはきましたけれども、子供とバスの運賃の問題は、就学前児童の扱いを除いては落ちつくところに落ちついたものと感じておる次第です。

さて、今回の質問で特に知りたい件なのですが、まず、1番目としては、市内の中心部から朝日、上士別、多寄、温根別への利用と推定される実績の割合を知りたいのです。なぜかといいますと、私が子供のころは市内の子供が、例えば岩尾内湖など市内の観光地だとかさまざまなスポットに遊びに行くケースも多かったのですが、現在は随分と減ったように感じているか

らです。

2つ目としては、道北バスの市内通過部分である多寄から士別大通り、士別駅前を經由して南士別までに至る経路において、この半額乗車券の利用ケースはあったのかどうかを知りたく思います。

路線バスに関しての2点目ですが、士別軌道バス温根別線の再編と温根別スクール線の運行開始についての経緯をいま一度おさらいしたく思いますので、御教示ください。

以前は、温根別線のバスは土日祝日全面運休でしたが、この春から、温根別スクール線が土日祝日各2往復運行開始になりました。こうなった理由と、土日祝日運行に係る経費はどのくらいかを見積もっているかをお伺いいたします。

関連して、3点目ですが、温根別スクール線の土日祝日運行に係るコストを考慮すると、温根別、西士別と方角的には重なる羊と雲の丘を經由し、若干の観光客も乗せるという考え方もありますが、その点はいかががでしょうか。以前から士別ハイヤーに委託して運行しているさほっちタクシーと時間的に重ならないのであれば、検討の余地があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

次に、郊外線バス全般の問題です。中多寄線、温根別線、武徳線デマンドバス、川南線などは、士別軌道に委託して市が運行しているわけですが、川南大和線などはしばしば無乗客状態で運行しているのを見かけます。

そこでお聞きしますが、年間でどのくらいの郊外線バスが始発から終点まで無乗客で運行しているのでしょうか。割合が出せるのであれば、この際、紹介願いたく存じます。

また、川西、南沢方面の丘のランランバスのデマンド運行は1日3往復の設定にはなっていますが、実際に需要があって運行した実績としてはどのくらいの頻度だったのでしょうか。実績の紹介をお願いします。

次に、無乗客運行の割合を今お聞きしたわけですが、それをお答えいただく前に言うのも何ですが、今までの補助のあり方も実は再検討せざるを得ないのではないかと考えています。運行そのものや運賃を助成するというよりは、例えば自転車積載用キャリアの取り付けに助成して、後志管内ニセコ町で運行していたふれあいシャトルや、アメリカ合衆国のハワイなどで実例がある、乗客が持ち込んだ自転車1～2台を車両の外側に固定することができる方法を採用するのはどうでしょうか。そうすると、自転車乗車時の突然の雨などにも対応できたり、健康づくりのために、士別から朝日まで片道は自転車をこぎ、もう片道はバスを利用するなど、新たな需要を開拓できるのではないのでしょうか。この方法は今、美瑛町でも丘めぐりの観光などに検討が始まっていると聞いております。

次に、先日、北海道上川総合振興局が発行した「北海道の大自然を満喫しよう」のパンフレットにおいては、和寒から士別のサイクリングコースが提案され、健康や環境保護の観点から、今自転車の利用が非常に盛んになっている台湾のサイクリスト向けに、中国語版のパンフレットも出たと聞いております。しかし、問題はそれだけの単発ニュースでとまっていることでは

ないでしょうか。士別からJRなり道北バスなりに乗る、あるいは自転車を載せる、そういったアクセスの紹介や改善の検討を始めるだとか、また、士別のサイクリングターミナルが有力な宿泊場所として名乗りを上げるだとか、そういった続報が出てこないのがとても疑問なのであります。

まさに士別軌道のホームページを見ると、四季を映す車窓、オアシス散策、バスで行く小さな旅と、バス旅を意識したキャッチコピーになっております。また、丘のランランバスといたいかにも観光に使ってほしいという名前を冠しているバスもあるわけです。バスと自転車を組み合わせて、本市郊外の羊と雲の丘、かわにしの丘といった丘陵部を回る、そういった健康的でとても有力な観光コースの提案ができると思うのですが、特にそのような発想は今のところないのでしょうか。これではせっかく上川総合振興局のパンフレットを見てサイクリングで士別に来た外国人も日本人も、士別は素通りするか、とんぼ返りする結果になるのではないだろうか心配になるわけです。

以上の点、答弁を求める次第です。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

小・中学生バス運賃半額助成事業については、地域公共交通活性化協議会による実証実験を経て、平成26年度から市の事業として本格実施しており、現在道北バスを含む市内全路線を対象に、小・中学生のバス運賃の半額分を助成しているところです。

そこで、昨年度の実績についてであります。全部で905件の利用があり、路線別で見ると市内循環線が最も多く、次いで朝日線、大和線となりました。お尋ねのありました本市中心部から朝日町への利用は53件で5.9%、上士別町への利用は18件で2.0%、温根別町への利用は12件で1.3%となっており、多寄町への利用はありませんでした。また、件数は8件と少ないものの、道北バスの路線でも一部区間で利用されています。

次に、温根別スクール線の運行についてであります。

この路線は、温根別地区の中学生が統合先の士別中学校に通学する交通手段として本年4月1日に運行を開始した路線であり、部活動などに対応するため土日祝日にも運行しています。この結果、本市中心部と温根別地区を結ぶバスは、既存の路線と合わせて、平日では温根別に向かう1便が増便となり、土日祝日の4便、2往復分が新たに運行することになりました。また、広く利便性の向上を図るため、高校生や一般の方々も、料金を支払うことにより乗車できる形態としたところです。これら土日祝日の運行に係る経費として、本年度は年間116日の運行を予定し、265万3,000円を見込んでいます。

次に、温根別スクール線の羊と雲の丘への経由についてです。

土日祝日のスクール線は、1日4便全て部活動の時間を考慮した運行としています。また、最も遠距離通学となる中学生の場合、約25分の乗車時間を要しています。こうした中で、羊と雲の丘を経由するとなれば、運行時間の大幅な調整が必要になるとともに、温根別地域の利用

者の乗車時間が更に長くなることなどから、実施は難しいものと考えています。

観光客の方々については、まずはさほっちタクシーを利用していただきたいと考えており、今後もPRに努めてまいります。

次に、無乗客での運行と丘のランランバスについてであります。

本市がバス事業者に委託している計11路線の合計で申し上げますと、1カ月の総走行距離は1万4,800キロメートルで、このうち始発から終点まで一人も乗車していない状態で運行したのは、平均しておよそ1%に当たる約180キロメートルとなっています。また、委託路線の一つである丘のランランバスの運行回数については、仮に全便を運行した場合、延べ1,488便となりますが、予約がない場合は運行を行わないデマンド方式での運行であることから、直近のバス事業年度で申し上げますと、実際の運行は約6割の870便となっているところです。

次に、補助のあり方や自転車積載用キャリアなどについてです。

お話にありました事例といたしまして、現在ニセコバスは運行していない状況であります。以前運行していたバス後方部に自転車用積載キャリアを取りつけ、利用者がみずから自転車の積みおろしをするというこのシステムについては、道路交通法で定められている車両構造の問題、あるいは保安基準の確保など一定の条件をクリアし、運行許可を得ていたものとされています。

22年の第2回定例会でも答弁いたしましたとおり、ニセコ町では、観光客などから寄せられる多様なニーズへの対応と、急傾斜地の多い土地であるということを手にとり、上りはバス、下りは自転車を利用するという考えで導入されてきた経過があり、本市のバス事業者とこのキャリア設置について意見交換を行った際には、利用者からの希望もなく、必要性がないとの判断もあったところです。その後もニーズがないため、導入は考えていないとのことでしたが、お話にありましたように、国内旅行者や台湾人旅行者向けのサイクリングモデルコースの設定などの動向もありますので、再度バス事業者との協議を行うほか、観光客のニーズに関する情報の入手に努めます。

また、補助のあり方を抜本的に見直すということにつきましては、北海道の補助制度や交付税措置の状況を踏まえると難しいものと考えますが、引き続き効率的な運行と費用の削減に向けては、地域公共交通活性化協議会を中心に検討、協議を進めてまいりたいと考えています。

以上申し上げます、答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君） 2点、再質問させてください。

1点目が、今まさに総務部長がおっしゃった土日祝日の温根別スクール線の件なんですけれども、一番遠距離から通っている中学生が部活などで通った場合に25分かかると。ほかの乗客の方も乗車時間が長くなるから観光地を経由するわけにはいかないと。確かにちょっと羊と雲の丘まで寄れというのは、ちょっとかなり無理な話なのかもしれないとは思ったんですけれども、これちょっと聞きたいのは、温根別スクール線は市立病院も経由しますよね。それで市

立病院は、外来については土日祝日はないんですけれども、このスクール線、お見舞いだとかいろいろ入院患者のお世話だとか付き添いだとか、そういう用件もあると思いますので、市立病院に寄ることになっているのかなと思うんですけれども、病院には寄って経由時間が長くなるけれども、観光地には寄れないんだというのは、ちょっと論理としてはどうなのかなと私は思うんですよね。病院に寄るなど言っているんじゃないですよ。何かこうちょっと一貫性としてどうなのかなということを1つお聞きします。

それから、いわゆる無乗客運行ですね、距離で答弁いただきましたけれども、その総路線の距離に対して1%程度だということなんですけれども、本当は年間何千便運行していて何便が無乗客だったというふうな形で知りたいんですけれども、その点はどうしてもデータとしては出ないんですか。お願いします。

○副議長（谷口隆徳君） 中峰部長。

○総務部長（中峰寿彰君） 国忠議員の再質問にお答えいたします。

まず、土日祝日の運行を含めですね、温根別地域、温根別スクール線、こちらの運行経路を一部、羊と雲の丘経由でできないのかという部分での御質問でありますけれども、お話にありましたように、現状、市立病院を経由しております。これはもうスクール線自体が、先ほど部活動を中心に土日祝日にも、これは子供たちの部活動の時間、この活動の機会を確保するためということで導入を決定しておりますが、平日に関しましては、学校に通う小・中学生、あるいは高校生、それから一般の皆さんもお使いになれるようにということで考えております。

そういった中で申しますと、市立病院を経由するということにつきましても、これは地域の皆さんと御相談をさせていただいて、あるいは中学生の保護者の皆さんですとか、そういった協議の中で今回設定をしてきたところですので、その中で、例えば経路を幾つか曜日によって違う、あるいは時間によって違うということをしなると、なかなか複雑になってしまうというのも一つございます。

ただ、いずれにしても、4月1日からスタートしたばかりですので、この点については地域の皆さんともまた今後協議しながら、どういった形がいいのかということで検討してまいりたいと思いますし、特にこの本市における路線バスというのは、いわゆる地域の皆さんの足を守るということが第一優先というところがありますので、確かにその観光で利用される方ということの利便性も必要だと思いますが、まずは地域の足を守るんだというところの部分を基本にですね、引き続き地域とも協議、更には地域公共交通活性化協議会でも議論、検討しながら、その点についてどうなのかなということで考えていきたいというふうに思っています。

あと、2点目のほうでいただきましたけれども、申しわけございません、現時点ではその部分についてお示しすることができない状況でございます。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君） 再々質問いたします。

無乗客運行を何かちょっと言いにくい部分もあるのかなとは思いますが、私いつも保育園の子供と一緒にいる時間が多いですけれども、お散歩だとかのときに、ああ、あのバス誰も乗っていないと言うんですよね、子供がね。だから、誰も乗っていない状態で運行しているバスがよく見られるということ自体が寂しいことで、ちょっとそれをまた都会に持っていったら廃止だとか減便だとかという話がすぐ出るので、やはり士別はバスを大事にしているまちでもあるし、私は何とか大事にしていきたいと思うので、今後でもいいので、ぜひ何便ぐらいが無乗客運行をしているんだというふうな虚心坦懐な数字をですね、またいただきたいと思います。

それで、質問なんです、今論点として部長から出たのは、地域の方の足を守るのが第一優先で、その次に観光客の方の利便性が来るんだというのはとても大事な論点だと思うんですよ。例えばこれは、話がずれますけれども、バスだけではなくて、駅前再開発の問題でも、やはり駅の周りに住んでいる人のまず意見を聞くと。だけれども、もう1点として重要なのは駅を利用している人の意見を聞く。ほかのまちから士別に来る人の意見を聞くということも大事ですよ。

だから、この路線バスも、いろいろおっしゃられましたけれども、ニセコ町は急峻な坂があるからというふうなお話もしていたんですけども、士別も丘がその観光地なんです。決してこの平坦な中心部が観光地ではなくて、かわにしの丘だとか羊と雲の丘だとか、そういった丘陵部がやはり観光地になっているので、そういうところに人を呼び込むにも、もちろん地域の方の足が大事だけれども、人を呼び込もうと思えば、やはりそういうところの丘陵部のアクセスをよくするというのも非常に大事なので、部長おっしゃられた第一優先、第二優先ということではなくて、うまくこう、何ていうんですか、弁証法とよく言いますが、地域の方の足と観光客のアクセスとをうまく融合していくというような方向性を目指してほしいなと思うんですけれども、その点、再認識いただけたら、いいお答えをいただきたいなと思うんですけれども、いかがですか。

○副議長（谷口隆徳君） 中峰部長。

○総務部長（中峰寿彰君） 再々質問にお答えいたします。

まず、前段お話のありました無乗客状態の状況、やはり効率性なりいろいろなことを考えますと、これはどういった状況なのかということは一程度きちんと把握をする必要があると思いますので、引き続きその状況も把握には努めてまいりたいと考えます。

そこで、お話、再々質問の主たる部分としていただきました地域の足ということと、そのほかの利用、特に観光ですとか幅広い利用を考えるべきとのお話でございます。おっしゃいますとおり、私は決して分離してですね、全体的に地域の足だけを考えればということで申し上げたわけでもありません。そのことについては、やはり幅広い利用というのがありますし、当然それは市民の皆さんもそうですし、市以外の皆さんの利用ということも考えるべきということもありますから、そういった意味では、幅広いニーズがどうなのかということもきちんと

考慮していく必要があるというふうに考えています。

そうした中で、御質問の中にもありました観光のパンフレット等についてもですね、上川総合振興局のほうで作成をされたようなんですが、ちょっと事前に情報交換がちょっと不十分と
いいですか、十分ではない中でああいったパンフレットをつくられている経緯もありますし、
先ほど答弁でも申し上げましたように、幅広くその観光のニーズというのがどういう状況にあ
るのかという意味合いも含めまして、把握に努め、バスの関係についても、その辺のところは
一定程度配慮するような形で検討していきたいということで臨みたいと思っています。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君） どうもありがとうございました。

皆さん、バスを利用しましょう。よろしくお願いします。

○副議長（谷口隆徳君） これにて一般質問を終結いたします。

○副議長（谷口隆徳君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により明25日は休会いたしたいと思えます。これに御異議ご
ざいませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（谷口隆徳君） 異議なしと認めます。

よって、明25日は休会と決定いたしました。

なお、26日は午後1時30分から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時07分散会）